

第3章 防 災 組 織

本章は、災害の予防、応急対策、復旧等の防災活動を迅速かつ円滑に実施するため、防災に係る組織体系、非常配備態勢及び災害対策本部等の組織編成、運営など、防災組織に関する総合的な事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

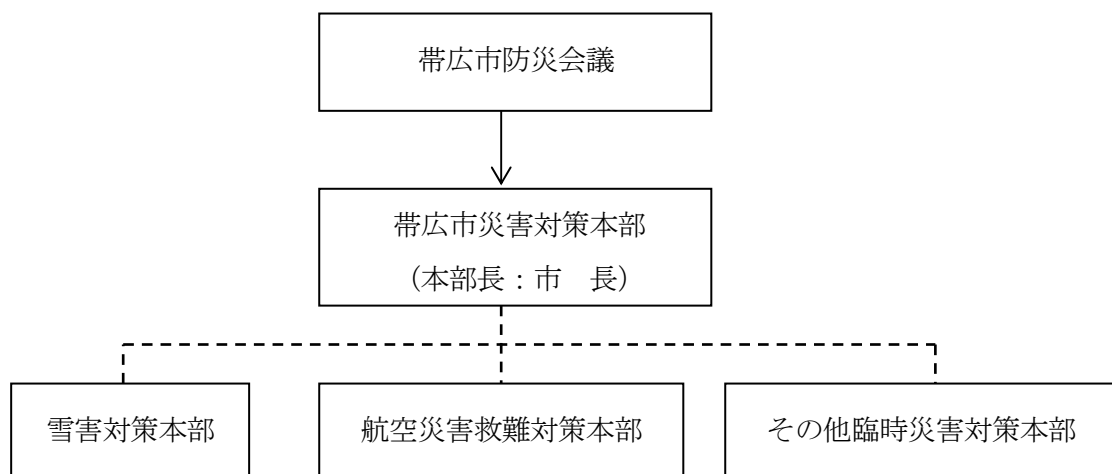
第1節 組織計画

本市における防災行政を円滑に運営するための組織として、帯広市防災会議を恒常的に設置するとともに、災害時には、帯広市災害対策本部を設置して、応急対策活動等を実施するものとする。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

また、その他雪害、航空災害などの特殊災害の発生に対処するため、それぞれ対策本部を設置し応急活動及び救護活動を行うものとする。

《 帯広市における災害対策組織体系図 》



〈注〉各本部は災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に包括される。

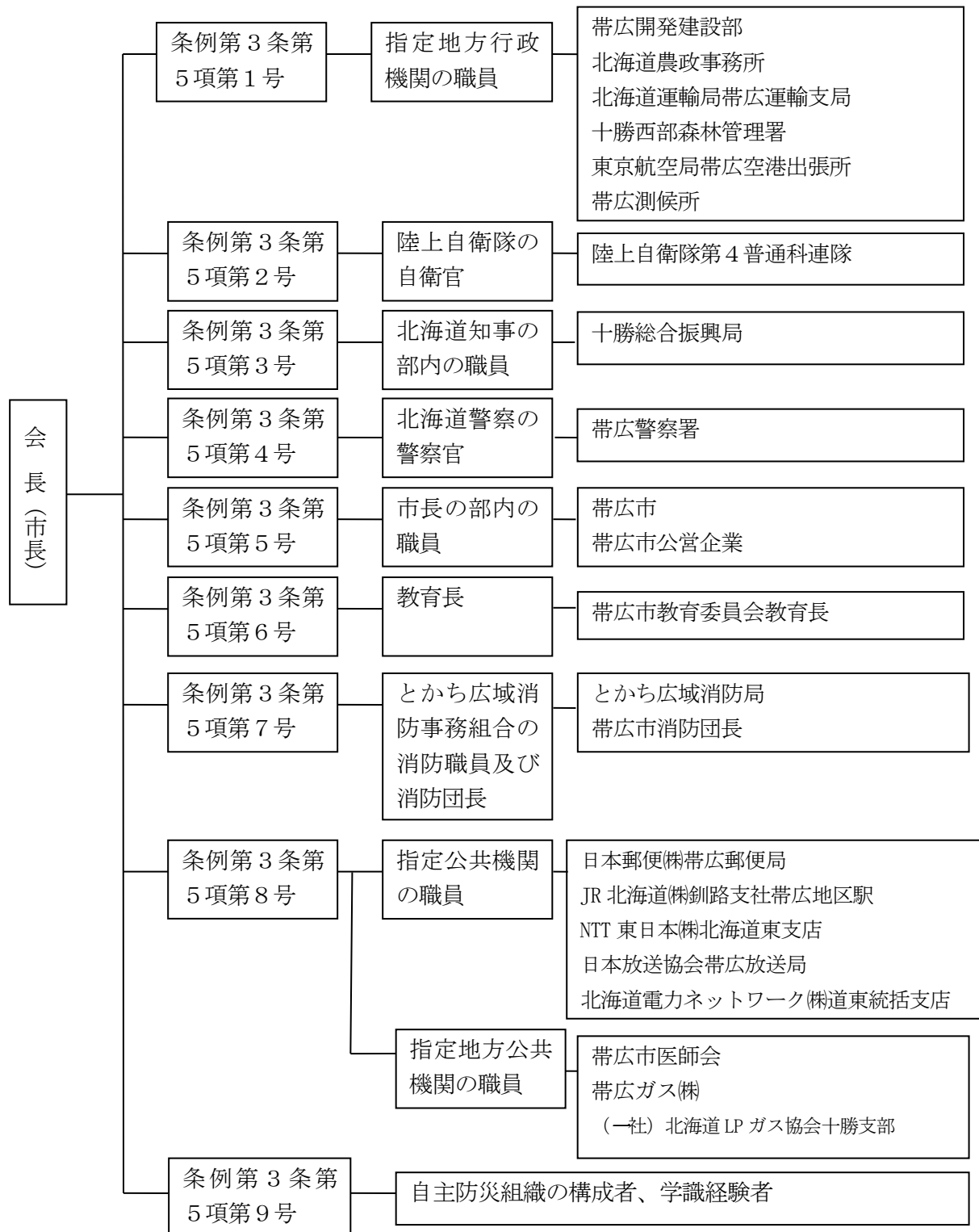
1 帯広市防災会議

(1) 帯広市防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく帯広市防災会議条例（昭和38年4月1日条例第1号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、帯広市地域防災計画の作成及びその実施の推進、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること等を任務とするものである。

(2) 防災会議の運営

帯広市防災会議条例及び帯広市防災会議運営規程（昭和39年9月22日帯広市防災会議議決）の定めるところによる。

（3）防災会議の構成



2 帯広市災害対策本部

本章第3節「帯広市災害対策本部」に掲載

3 その他の対策本部

（1）雪害対策本部

本市において、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪災害に対処し、市民生活への影響、社会活動の停滞を最小限に抑えるための雪害対策を総合的に推進する体制として雪害対

策本部を設置する。

内容は「第4章第13節 雪害予防計画」による。

（2）航空災害救難対策本部

本市における航空機の緊急事態の発生に対処するため、速やか、かつ総合的な災害応急対策の実施を図るため、航空災害救難対策本部を設置する。

内容は「第7章第1節 航空災害対策計画」による。

（3）その他臨時災害対策本部

本計画による各対策本部以外で、特定の部に係る所管事項に関し災害が発生し、その部において災害対策、応急措置を講ずる必要がある場合に臨時に設置する。

なお、詳細は次の「準災害応急対策実施要領」に定めるところによる。

準災害応急対策実施要領

市長は、災害の程度が本部設置に至らない小規模の災害については、関係部室課による災害対策部を編成、設置し、応急対策を実施する。

この場合、帯広市災害対策本部条例施行規則を準用し、応急対策にあたるものとする。

1 小規模の災害とは、災害の程度が極めて限定された範囲のものであり、かつ拡大のおそれがなく、次に掲げる基準に該当するものとする。

（1）被害状況

ア 特定地域に限定され、他に拡大のおそれがない。

イ 罹災者の救助、救護活動の必要がなく、かつ市民生活に著しい支障を及ぼさない。

（2）災害情報

ア 災害発生後、異常気象予警報の発令が予測されない。

イ 他の二次災害を誘発するおそれがない。

（3）応急対策

ア 短日間で対処でき人員、車両、資機材について借り上げも含め担当部内で配備できる。

イ 他の部室課の支援、協力が少数で事前協議の範囲外である。

2 関係部室課による災害対策部の編成、設置とは、次の場合をいう。

（1）担当部で応急対策を実施する場合に、部内編成の災害対策部

（2）担当部内編成の災害対策部に他の部室課が支援、協力班として編入される災害対策部

3 事前措置

準災害に対処するため、各部ごとに予め予測される災害に関し、災害対策要領により組織非常配備、応急対策等必要事項を定め、災害時において迅速かつ的確な応急対策を講じられる体制を確立しておくものとする。

なお、他の部室課の支援、協力を必要とする応急対策計画の立案にあたっては、人員、車両、資機材について危機対策課と事前協議をし、予め他の部室課と調整を済ませておくものとする。

4 災害対策本部の設置

各部長は、災害情報、被害状況について副市長、市長に報告するとともに応急対策の実施について総務部長と協議、調整のうえ、市長の指示を受けなければならない。

災害対策部による応急対策の実施は、市長の指示のもと、災害対策部長が直接指揮するものとし災害情報等については総務部長を通じ、副市長、市長に報告し、災害対策本部設置の不測の事態に備えるものとする。

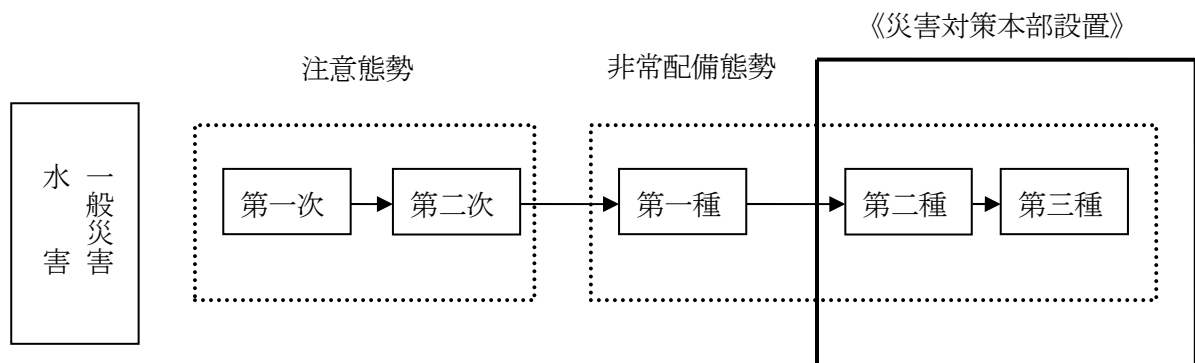
第2節 非常配備態勢

1 非常配備態勢の種類と基準

市長は、災害時に予防対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、種別を指定して非常配備態勢を指令する。

（1）非常配備区分

非常配備の種別、配備態勢、活動内容に関する基準は次の「非常配備の種類と配備基準」の区分による。



「非常配備の種類と配備基準」

水害、一般災害関係（地震災害を除く。）

種 別	＜第 1 次 注 意 態 勢＞
配置基準	気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。
配備態勢	次の部所属の職員が情報収集、連絡にあたる。 総務部危機対策室危機対策課
活動内容	（1）危機対策課長は、気象、地象及び水象に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知を行う。 （2）第2次注意態勢関係課の所属長は自宅待機とし、状況により速やかに参集できる状態とする。

種 別	＜第 2 次 注 意 態 勢＞
配置基準	（1）警報発表状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。 （2）今後災害が発生するおそれがあり、警戒及び災害対策に備える必要があるとき。
配備態勢	（1）次の部所属の少数の職員又は所属長を招集し、巡視及び情報収集にあたる。 ①総務部危機対策室危機対策課 ⑨上下水道部技術室水道課 ②総務部危機対策室消防課 ⑩上下水道部技術室下水道課 ③総務部総務室総務課 ⑪農政部農政室農村振興課 ④政策推進部広報秘書室広報広聴課 ⑫学校教育部教育総務室企画総務課 ⑤都市環境部土木室管理課 ⑬その他関係部室課 ⑥都市環境部土木室道路維持課 ⑦都市環境部環境室みどりの課 ⑧上下水道部経営室総務課 （2）その他の所属長は自宅待機とする。 （3）避難所運営担当職員は自宅待機とし、避難所開設が決定した時には各担当避難所の開設にあたる。
活動内容	（1）危機対策課長は、気象、地象及び水象に関する情報並びに災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 （2）危機対策課長は、関係課と収集情報提供及び活動状況聴取等についての情報連絡にあたる。 （3）各部室課長は、危機対策課長からの情報に基づき情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など、随時職員に対し必要な指示を行う。 （4）配備につく職員は、所属する部室課において待機する。

種 別	＜第 1 種 非 常 配 備 態 勢＞
配備基準	(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 今後更に被害が増加するおそれがあるとき。
配備態勢	(1) 第2次注意態勢に係る上記所属長は必要な職員を招集する。 (2) 状況に応じ、その他の所属長を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備態勢に移行しうる態勢とする。
活動内容	(1) 関係部室課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 関係部室課長は、次の措置を取り、その状況を総務部長に報告する。 ア 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災した現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (3) その他の所属長は第2種非常配備態勢移行に備え待機するとともに、職員に対し自宅待機を指示する。

種 別	＜第 2 種 非 常 配 備 態 勢＞
配備基準	(1) 数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
配備態勢	(1) 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 本部長は各部所属職員の3分の2以内の職員を招集し、直ちに災害対策の実施に当たる。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第3種非常配備態勢に移行しうる体制とし、その他の職員は自宅待機とする。
活動内容	(1) 各部長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 各部長は、次の措置を取り、その状況を本部長に報告するものとする。 ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、機材、設備及び機械等を点検し、必要に応じ被災した現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

種 別	＜第 3 種 非 常 配 備 態 勢＞
配備基準	(1) 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する特別警報を受けたとき。 (2) 市全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
配備態勢	(1) 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 各部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策に当たる体制とする。
活動内容	(1) 各部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。

- (1) 各部長、各班長は先の基準に基づき、予め非常配備編成計画書（様式1）を作成するとともに、平時より人員、車両及び資機材の配備計画を立てておくものとする。

（注）非常配備編成計画書は毎年4月末日までに総務部長へ提出する。

- (2) 職員非常招集連絡

各部室課長は、所属職員の住所及び非常招集の場合の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

様式1（一般災害対策編）

年度 非常配備編成計画書

（ 月 日現在）

内容 配備区分	部 班 (連絡先 番)							
	部情報連絡責任者 職氏名					職員総数		
	部情報連絡員 職氏名							
	課名	係名	職 氏 名	車種	台数	応急資機材名	数量	
第 2 次 注意態勢								
小計								
第 1 種 非常配備								
小計								
第 2 種 非常配備								
小計								
第 3 種 非常配備								
小計								
合計								

（注）この計画書は水害、一般災害について記載のこと。

2 配備態勢確立の報告

非常配備の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合、各部長は直ちに所管に係る配備態勢を整えとともに、速やかに態勢確立状況を総務部長に報告するものとする。

3 非常配備態勢の解除

各部における非常配備態勢の解除は、本部長が指令するものとする。

4 本部を設置しない場合の準用

市長は、災害の程度が本部設置に至らない小規模の災害については、本章第1節3（3）「準災害応急対策実施要領」により災害対策を実施するものとする。

5 職員の動員計画

災害時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための職員等の動員計画である。

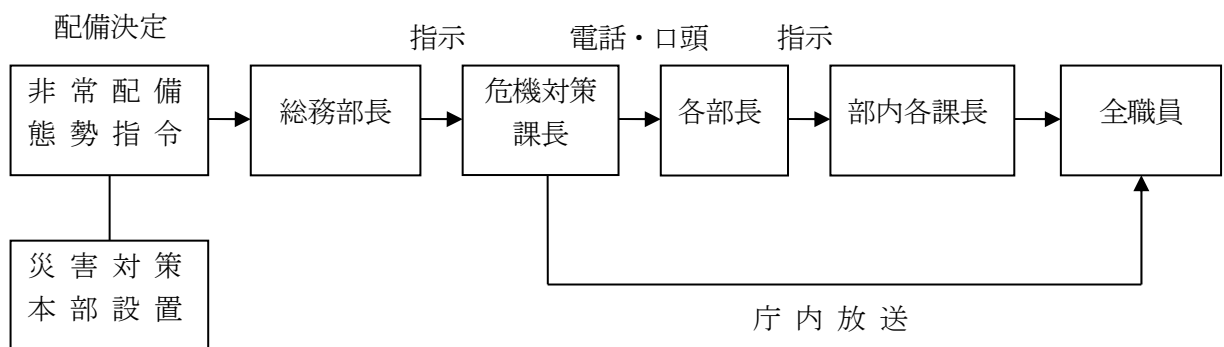
（1）動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

（ア）非常配備態勢が指令された場合、又は対策本部を設置した場合、本部長の指示により関係部長に対し通知するとともに、庁内放送などにより職員に周知するものとする。

（イ）各部長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査、その他の応急対策を実施する態勢を整えるものとする。

《 非常配備等伝達系統図 》



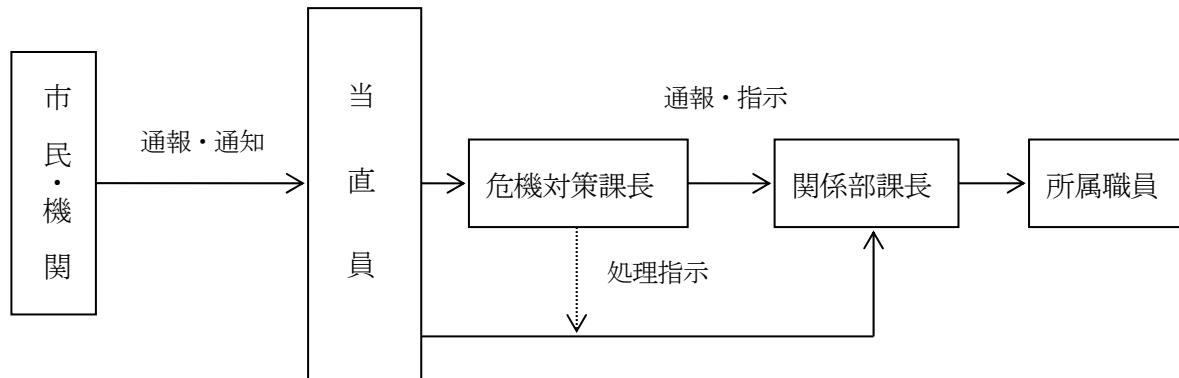
イ 休日又は退庁後の伝達

（ア）当直員等による非常伝達

当直員又は警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部危機対策室危機対策課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長に通知するものとする。

- a 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

《 当直員等による伝達系統 》



ウ 職員への指示伝達体制の確保

各部長及び各課長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

(2) 職員の非常登庁

ア 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示をうけたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

イ 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各所属長又は各班長は、30分ごとの職員参集状況を記録し、必要に応じ総務部長へ参集状況を報告するものとする。

(3) 一部事務組合等に出向職員の動員要請

本部長は、災害の規模等から、更に職員の動員を必要とする場合は、各団体の長に対し、出向職員の支援要請をするものとする。

6 標識

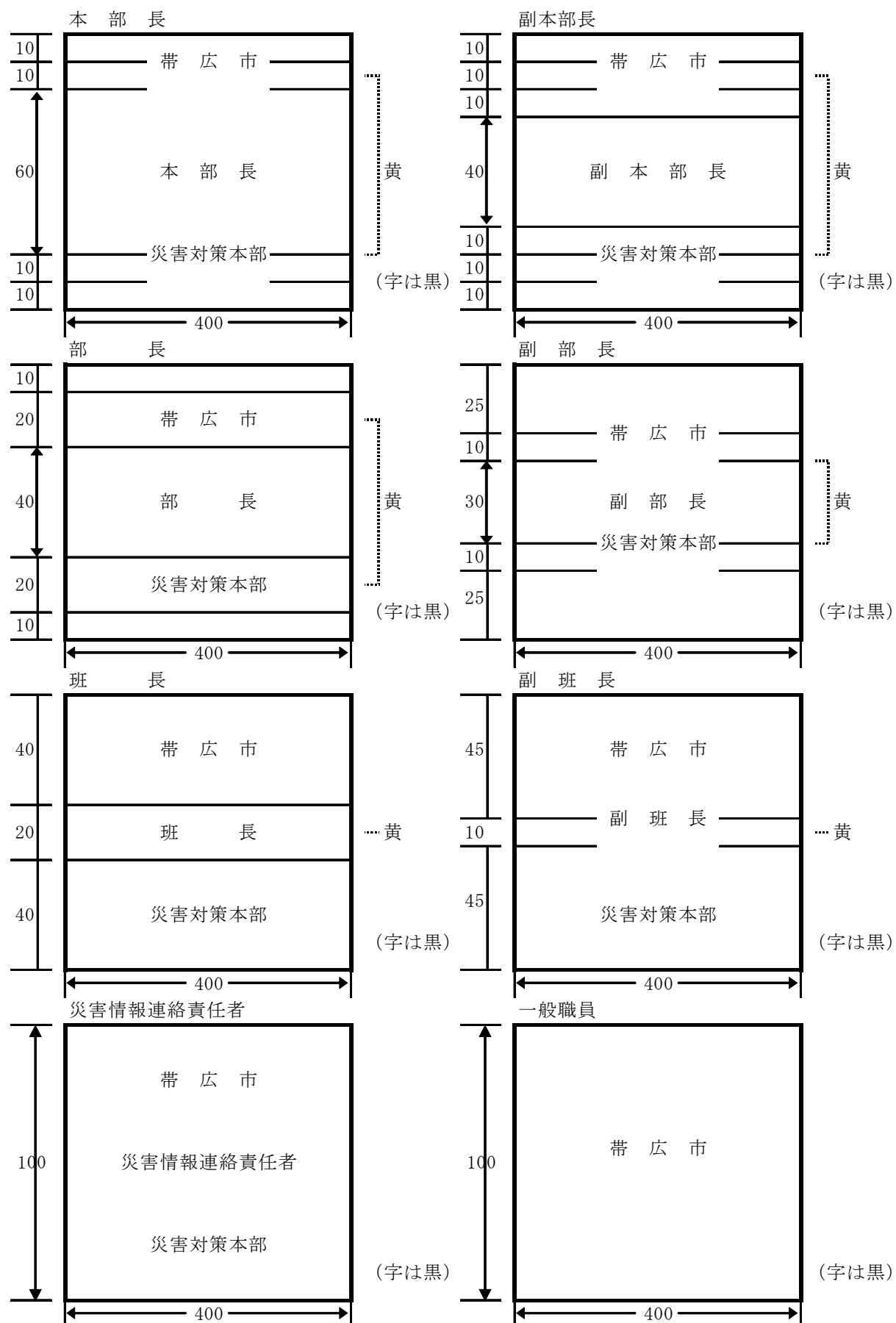
(1) 本部長、副本部長、本部員及び職員は、身分を明らかにするため所定の腕章（別記1）を着用すること。

(2) 災害時において非常活動に使用する標旗は、別段の定めがあるもののほか、所定の標旗（別記2）をつけること。

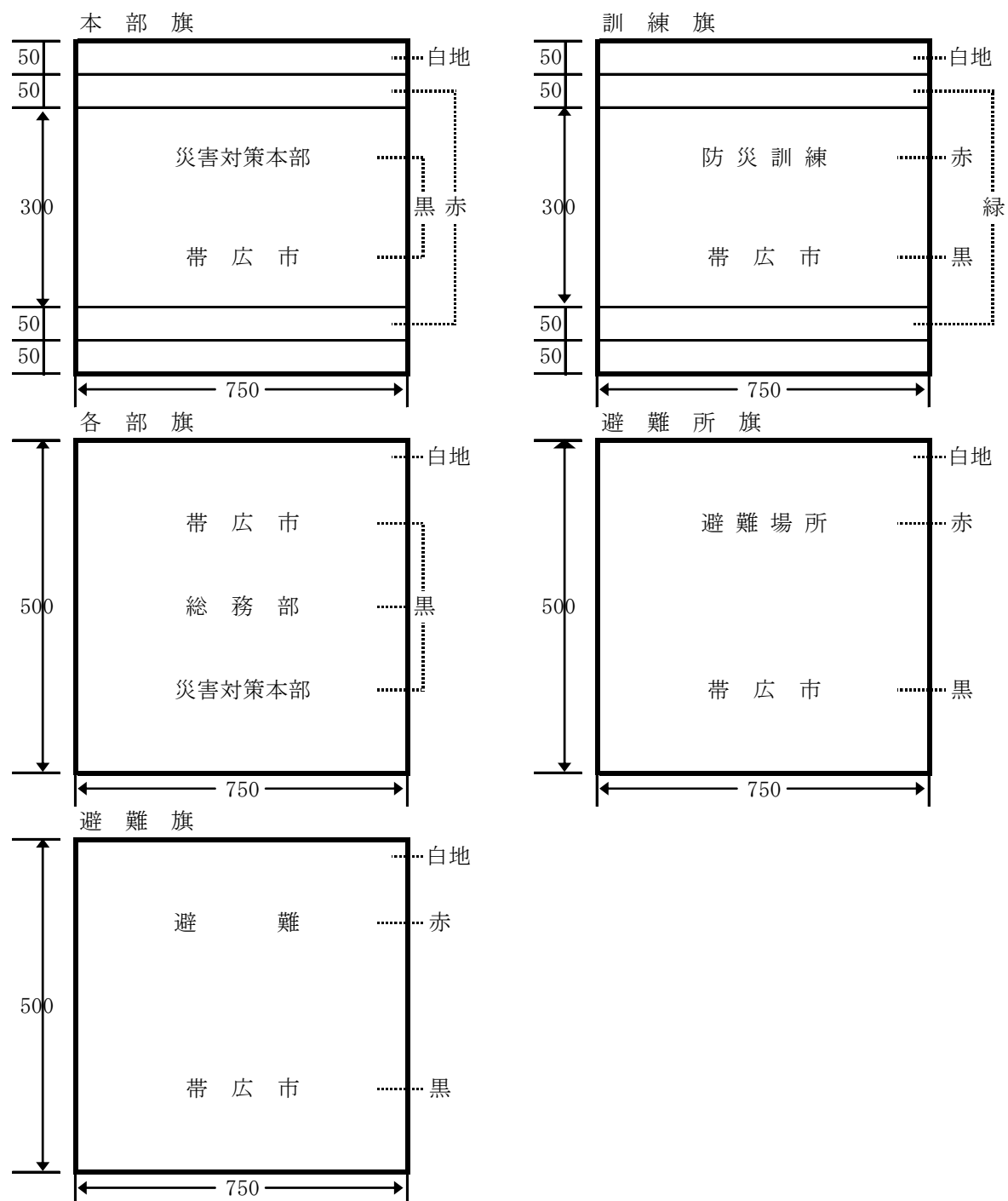
(3) 災害時において、応急対策活動に使用する本部の車両には、所定の標旗をつけること。

(4) 職員の身分の証明は、職員が常に所持している身分証明書（帯広市職員服務規定昭和27年6月1日訓令第3号第13条に規定する職員証）によるものとし、災害対策基本法第83条第2項（立ち入りの要件）に規定する身分を示す証票を兼ねるものとする。

別記1 (腕章)



別記2（標旗）



第3節 帯広市災害対策本部

帯広市災害対策本部（以下「本部」という。）は、災害対策基本法及び帯広市災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）、帯広市災害対策本部条例施行規則（平成6年規則第37号）に基づいて、災害時において、市防災会議と密接な連絡のもとに災害予防、応急対策を実施する。

1 本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号の一に該当し、市長が必要であると認めたときに設置する。

- （1）暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水警報が発表され、甚大な被害をもたらす災害時。
- （2）主要河川については氾濫注意水位に達し、又は達するおそれがあるとき。
- （3）大規模な火災、爆発等が発生し、その規模及び範囲からして特に総合的な対策を要するとき。
- （4）その他、市民生活に重大なる影響を及ぼす災害時。

2 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちにあらゆる手段を講じ関係者、報道機関等に周知する。

- （1）全職員（庁内放送、無線、有線電話など）
- （2）防災関係機関、十勝総合振興局及び報道機関（無線、有線・無線電話など）
- （3）一般住民への周知（報道機関の広報協力、広報車など）

3 本部設置場所

- （1）災害対策本部は本庁舎4階に置く。

この場合、情報収集・連絡調整の事務処理等のため、本部事務局は3階大会議室などにおいて、事務を執り行うことができるものとする。

- （2）本部を設置したときは、本部室前に右の本部標識を掲示する。

帯
広
市
災
害
対
策
本
部

4 現地本部の設置

- （1）本部長は、早急に諸対策を行うため必要と認めたときは、災害発生地域に現地本部を設置することができるものとする。(25cm×110cm)
- （2）現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。
- （3）現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示・情報交換により、適切な指示を講ずるものとする。

5 本部の廃止

- （1）本部長は、次の各号の一に該当する場合に本部を廃止する。
 - ア 本市の地域に災害発生危険が解消したとき。
 - イ 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき。
 - ウ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、市民生活に障害となる状況が解消されたと認められるとき。
- （2）本部を廃止したときは、各防災機関、十勝総合振興局、報道機関等に通知するものとする。
- （3）廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部室課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部室課において対策業務を執り行う。

この場合、総務部は業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に状況を掌握し、また必要な指示を行うものとする。

6 本部の組織及び所掌事務

- (1) 本部に部及び班を置く。
- (2) 本部の組織は、別表1のとおりとする。
- (3) 部及び班の名称、部長、副部長及び班長にあてられる職員、担当する部課、並びにそれぞれの部、班の所掌事務は、別表2、別表3のとおりとする。
- (4) 各班の編成及び所掌事務は、原則として別表によるが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。

この場合、部内での変更分担事務は各部長が定めて指示するとともに、本部長へ報告する。

- (5) 災害状況、又は必要と認めるときは、本部長は別表と異なる編成を各部班に指示することができる。

7 本部の運営

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部会議」及び「本部情報連絡室」を置く。

(1) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は本部長、副本部長、本部付及び指定の本部員をもって構成する。

- | | |
|----------|--------------|
| (ア) 本部長 | 市 長 |
| (イ) 副本部長 | 副市長 |
| (ウ) 本部付 | 公営企業管理者及び教育長 |
| (エ) 本部員 | |

帯広市災害対策本部条例施行規則第6条第1項に規定する部の長（同条第5項による部長の代理者を含む。）及びとかち広域消防局の職員のうちから市長が指名する者をもって構成する。

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| (オ) 本部情報連絡室長 | 総務部長 |
| (カ) " 副室長 | 総務部総務室長、総務部危機対策室長 |

イ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析に関すること。
- (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。
- (エ) 職員の配備態勢の切り替え及び廃止に関すること。
- (オ) 関係機関に対する応援要請及び災害救助法の適用要請に関すること。
- (カ) 業務継続計画の発動・解除に関すること
- (キ) その他災害対策に関する重要な事項。

ウ 本部会議の開催

- (ア) 本部会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- (イ) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務部長にその旨を申し出ることができる。

（2）本部情報連絡室

ア 本部情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務にあたる。

イ 本部情報連絡室の構成は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| （ア）室長 | 総務部長（総務部長） |
| （イ）副室長 | 総務部総務室長、総務部危機対策室長（総務部副部長） |
| （ウ）室長補佐 | 危機対策課長（総務部総務班長） |
| （エ）専従職員 | 危機対策課職員（ 〃 総務班） |
| （オ）兼務職員 | 政策推進部広報秘書室広報広聴課職員（政策推進部広報第1班） |

（カ）災害情報連絡員 各部の情報責任者が指名した職員をもって充てる。

ウ 本部情報連絡室の事務局は、総務部危機対策室危機対策課に置く。

エ 室長は、災害の規模・状況に応じて必要な部の情報連絡員を本部情報連絡室に常駐させ、所属部の情報連絡責任者との連絡にあたらせるものとする。

オ 室長は、室長補佐を通し専従職員をして、災害に関する情報の収集、分析、及び災害対策に必要な情報の整理等にあたらせるものとする。

（3）災害情報連絡責任者

ア 各部に災害情報連絡責任者（以下「情報連絡責任者」という。）を置く。

イ 各部長は、あらかじめ所属職員の中から情報連絡責任者を指名し、「非常配備編成計画書」（様式1）により総務部長に報告するものとする。

ウ 情報連絡責任者の業務は次のとおりである。

- （ア）所属部内の職員の動員、配備態勢の状況掌握
- （イ）所属部の災害、被害の状況の調査収集
- （ウ）応急対策の実施・活動状況の掌握
- （エ）応急災害対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
- （オ）所属部内の各班に係る災害に関する情報（以下「災害情報等」という。）のとりまとめ

（カ）本部情報連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整

本部情報連絡室との情報伝達については、原則として連絡室常駐のそれぞれの部の情報連絡員を通じて行うものとする。

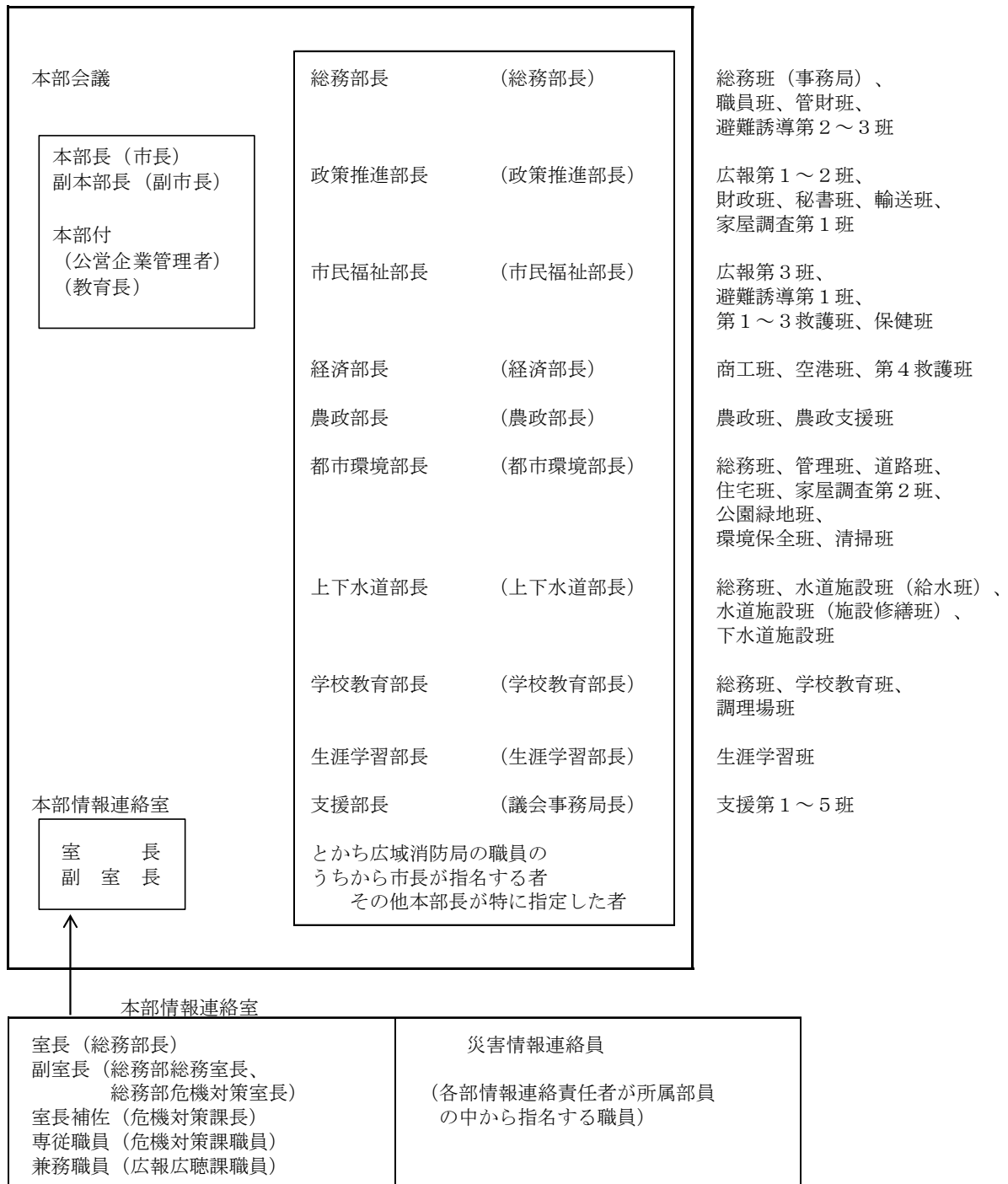
エ 前項の災害情報等の報告は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に定めるところによる。

8 市長の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときには、帯広市長職務代理規則（昭和62年規則第41号）に定める副市長がその職務を代理する。

別表1

《 災害対策本部組織図 》



別表2

部班の編成内容

部名	部長	班名	班長	班に属する課
総務部	総務部長	総務班	危機対策課長	危機対策課 消防課 総務課
		職員班	人事課長	人事課
		管財班	契約管財課長	契約管財課 I C T推進課
		避難誘導第2班	戸籍住民課長	戸籍住民課
		避難誘導第3班	川西支所長	川西支所
			大正支所長	大正支所
政策推進部	政策推進部長	広報第1班	広報広聴課長	広報広聴課
		広報第2班	企画課長	企画課
		財政班	財政課長	財政課
		秘書班	秘書課長	秘書課
		家屋調査第1班	資産税課長	資産税課
		輸送班	収納課長	収納課 市民税課
市民福祉部	市民福祉部長	広報第3班	市民活動課長	市民活動課
		避難誘導第1班	国保課長	国保課
		第1救護班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課
		第2救護班	生活支援第1課長	生活支援第1課 生活支援第2課
		第3救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課
		保健班	健康推進課長	健康推進課
経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課
		空港班	観光交流課長	観光交流課
		第4救護班	観光交流課長	観光交流課
農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課
		農政支援班	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興課

部名	部 長	班 名	班 長	班に属する課
都市環境部	都市環境部長	総務班	都市政策課長	都市政策課
		管理班	管理課長	管理課
		道路班	道路維持課長	道路維持課 土木課
		住宅班	住宅営繕課長	住宅営繕課
		家屋調査第2班	建築開発課長	建築開発課
		公園緑地班	みどりの課長	みどりの課
		環境保全班	環境課長	環境課 中島地区振興課
		清掃班	清掃事業課長	清掃事業課
上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課
		水道施設班 （給水班）	水道課長	水道課
		水道施設班 （施設修繕班）	水道課長 水道課場長	水道課
		下水道施設班	下水道課長	下水道課
学校教育部	学校教育部長	総務班	企画総務課長	企画総務課
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課 学校教育指導課 教育研究所 南商業高等学校 学校地域連携課
		調理場班	学校給食センター長	学校給食センター
生涯学習部	生涯学習部長	生涯学習班	生涯学習文化課長	生涯学習文化課 スポーツ課 図書館 動物園 百年記念館 児童会館
支援部	議会事務局長	支援第1班	議会事務局総務課長	議会事務局総務課
		支援第2班	選挙課長	選挙課
		支援第3班	監査委員事務局主幹	監査委員事務局
		支援第4班	会計課長	会計課
		支援第5班	臨時の部局の課長職	臨時の部局

備考

- 1 支援部を除く各部の副部長は、部長の属する組織の部長職（帯広市職員給与条例（昭和28年条例第6号）第5条の2の規定により決定された職務の級（以下「職務の級」という。）が8級に属する職員をいう。以下同じ。）及び室長職（職務の級が7級に属する職員をいう。以下同じ。）をもって充てる。ただし、当該部長を除く。
- 2 支援部の副部長は、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局並びに、臨時に設置される部局の部長職及び室長職並びに会計管理者をもって充てる。
- 3 班の副班長は、班に属する課の課長職（班長を除く管理職員表第3種の欄に掲げる者をいう。）及び、課長補佐職（管理職員表第4種の欄に掲げる者をいう。）をもって充てる。ただし、当該班長を除く。

別表3

各部班の所掌事務

部名	班 名	所 掌 事 務
総務部	総 務 班	1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。 4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関すること。 5 災害状況の取りまとめに関すること。 6 国・道に対する要請及び報告に関すること。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。 8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関すること。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関すること。 10 災害日誌及び災害記録に関すること。 11 通信連絡機能の確保に関すること。 12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。 13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 消防機関との連絡調整に関すること。 15 災害時における交通事故防止対策に関すること。 16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関すること。 17 その他特命事項に関すること。
	職 員 班	1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関すること。 2 労務供給対策に関すること。 3 支援活動団体等の配備調整に関すること。 4 災害対策従事者の公務災害補償に関すること。 5 部内各班の協力に関すること。 6 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 7 その他特命事項に関すること。
	管 財 班	1 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関すること。 3 災害応急物品等の手配、調達に関すること。 4 部内各班の協力に関すること。 5 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 6 その他特命事項に関すること。

部名	班 名	所 掌 事 務
総務部	避難誘導第2班	1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	避難誘導第3班	1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。
政策推進部	広報第1班	1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	広報第2班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。
	財政班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	秘書班	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	家屋調査第1班	1 罹災証明の発行及びこれに伴う建築物等の被害状況の調査に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	輸送班	1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
市民福祉部	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。

部名	班 名	所 掌 事 務
市民福祉部	避難誘導第1班	1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	第1救護班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関すること。 5 被災者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティアの受け入れに関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。
	第2救護班	1 独居老人、障害者の被害調査及び安全確保に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。 5 遺体の収容安置に関すること。 6 その他特命事項に関すること。
	第3救護班	1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び応急対策の実施に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	保 健 班	1 被災地の感染症予防及び患者の収容に関すること。 2 応急救護所の開設及び管理に関すること。 3 被災地及び避難所の保健指導に関すること。 4 防疫班の編成及び実施に関すること。 5 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関すること。 6 医療及び助産計画の作成及び実施に関すること。 7 救急薬品の供給確保に関すること。 8 部内他班の主管に属さないこと。 9 その他特命事項に関すること。

部名	班 名	所 掌 事 務
経 済 部	商 工 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 商工業関係被害の調査に関する事。 3 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。 4 被災商工業の金融相談及び応急対策に関する事。 5 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事。 6 部内の他班の主管に属さない事。 7 避難所の開設及び管理、運営に関する事。 8 その他特命事項に関する事。
	空 港 班	1 航空機災害の対応に関する事。 2 災害時の空港対策に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
	第4救護班	1 観光客及び外国人の対応に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
農 政 部	農 政 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 農地、山林及び農畜産林業施設、農林産物、家畜等の被害状況調査並びに応急対策に関する事。 3 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事。 4 被災地の病虫害の防疫に関する事。 5 林野の火災予防に関する事。 6 被災地の家畜の感染症予防及び防疫に関する事。 7 飼料の確保に関する事。 8 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。 9 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び防災措置に関する事。 10 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 11 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事。 12 部内各班の主管に属さない事。 13 その他特命事項に関する事。
	農政支援班	1 部内各班の協力に関する事。
都 市 環 境 部	総 務 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 部内各班の協力に関する事。 3 部内の各班の主管に属さない事。 4 避難所の開設及び管理、運営に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
	管 理 班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び防災措置要請に関する事。 2 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 3 道路の通行禁止区域及び制限の措置の総合調整に関する事。 4 その他特命事項に関する事。

部名	班 名	所 掌 事 務
都 市 環 境 部	道 路 班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。 2 市街地の浸水防止対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関すること。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関すること。 6 災害復旧工事に関すること。 7 街路樹の被害調査及び応急対策に関すること。 8 その他特命事項に関すること。
	住 宅 班	1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 3 災害にかかわる住宅の応急処理に関すること。 4 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	家屋調査第2班	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	公園緑地班	1 公園、緑地の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
	環境保全班	1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関すること。 3 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 4 逸走犬の捕獲に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	清 掃 班	1 災害時の清掃計画の作成及び実施に関すること。 2 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関すること。 3 防疫業務の支援に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
上 下 水 道 部	総 務 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 水道施設及び下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 部内他班の主管に属さないこと。 5 その他特命事項に関すること。
	水道施設班 (給水班)	1 機動給水に関すること。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 3 給水機器の確保並びに輸送に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	水道施設班 (施設修繕班)	1 配水調整に関すること。 2 水源及び配水施設の管理に関すること。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関すること。 4 被災水道施設の応急修理に関すること。 5 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 6 その他特命事項に関すること。

部名	班 名	所 掌 事 務
上下水道部	下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関すること。 2 被災下水道施設の応急修理に関すること。 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
学校教育部	総 務 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 教育施設の応急利用に関すること。 4 部内の他班の主管に属さないこと。 5 その他特命事項に関すること。
	学校教育班	1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関すること。 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関すること。 3 教職員の動員に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	調 理 場 班	1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関すること。 2 その他特命事項に関すること。
生涯学習部	生涯学習班	1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関すること。 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関すること。 3 社会教育施設の応急利用に関すること。 4 動物の安全に関すること。 5 部内各班の主管に属さないこと。 6 その他特命事項に関すること。
支援部	支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班	1 各部班への緊急支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。

第4節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

1 気象業務組織

（1）予報区と担当官署

予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。釧路総合振興局、根室振興局及び十勝総合振興局においては釧路地方気象台が担当しており、さらに一次細分区域である十勝地方の気象等に関する特別警報・警報・注意報発表は、帯広測候所が分担している。

（2）予報区担当官署の業務内容

気象官署は、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署が担当する。

気象官署別の気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類は、次のとおりである。

担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数
札幌管区気象台 （地方予報区担当官署）	地方天気予報 （地方天気分布予報） 地方季節予報 早期天候情報 1ヶ月予報 3ヶ月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日3回（05、11、17時） 原則毎週2回（月・木） 毎週1回（木） 毎月1回 毎年1回（2月） 毎年1回（9月） 随時
札幌管区気象台、函館・旭川・室蘭・釧路・網走・稚内地方気象台 （府県予報区担当官署）	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回（05、11、17時） 毎日3回（05、11、17時） 毎日2回（11時、17時） 随時 随時
帯広測候所 （分担気象官署）	気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	随時 随時

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア 種類及び発表基準

(ア) 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される（一部の市町村は分割）。

現象の種類	基準
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼び掛けられる。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

(イ) 気象警報の種類（発表基準は別表参照）

暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

（ウ）気象注意報の種類（発表基準は別表参照）

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表される。

（エ）地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

（オ）浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

（カ）洪水警報及び注意報（発表基準は別表参照）

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

（キ）水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、種類ごとに注意報、警報及び特別警報により代行する。

水防活動用気象警報	大雨警報、大雨特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

（ク）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼び掛けられる情報で、十勝総合振興局と釧路地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

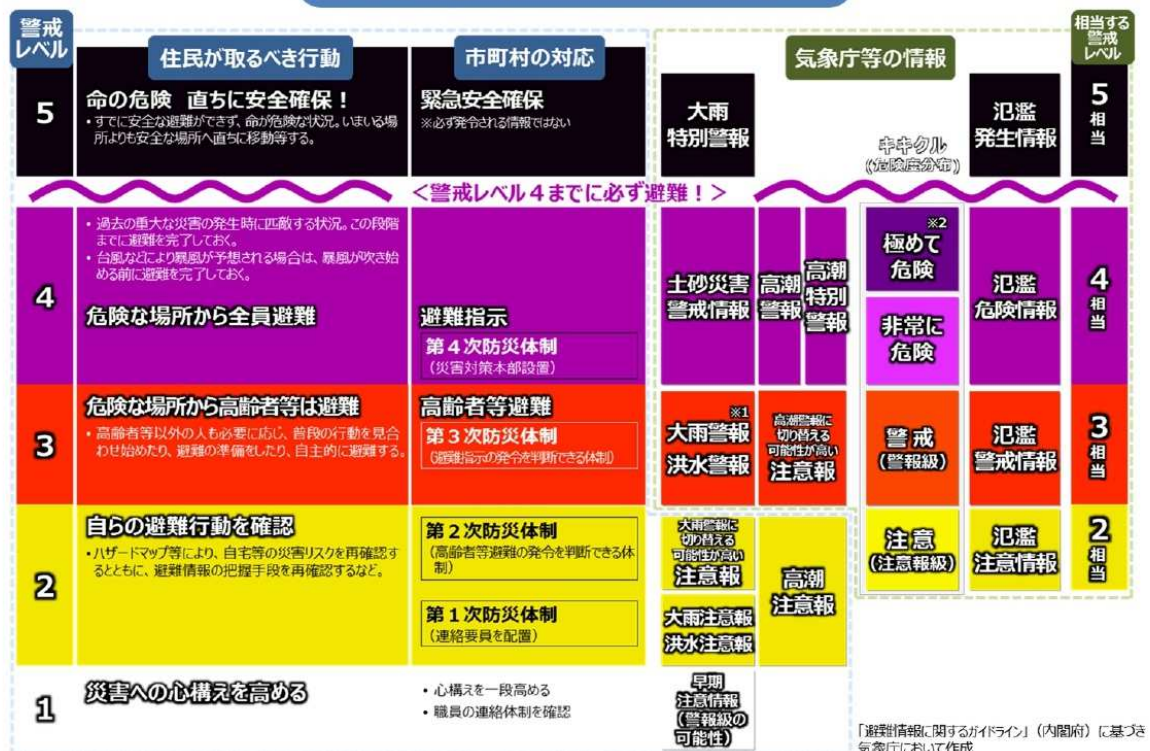
（ケ）指定河川洪水予報（水位の基準地点は別表参照）

河川が増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下、「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(コ) 防災気象情報と警戒レベル

5段階の警戒レベルと防災気象情報

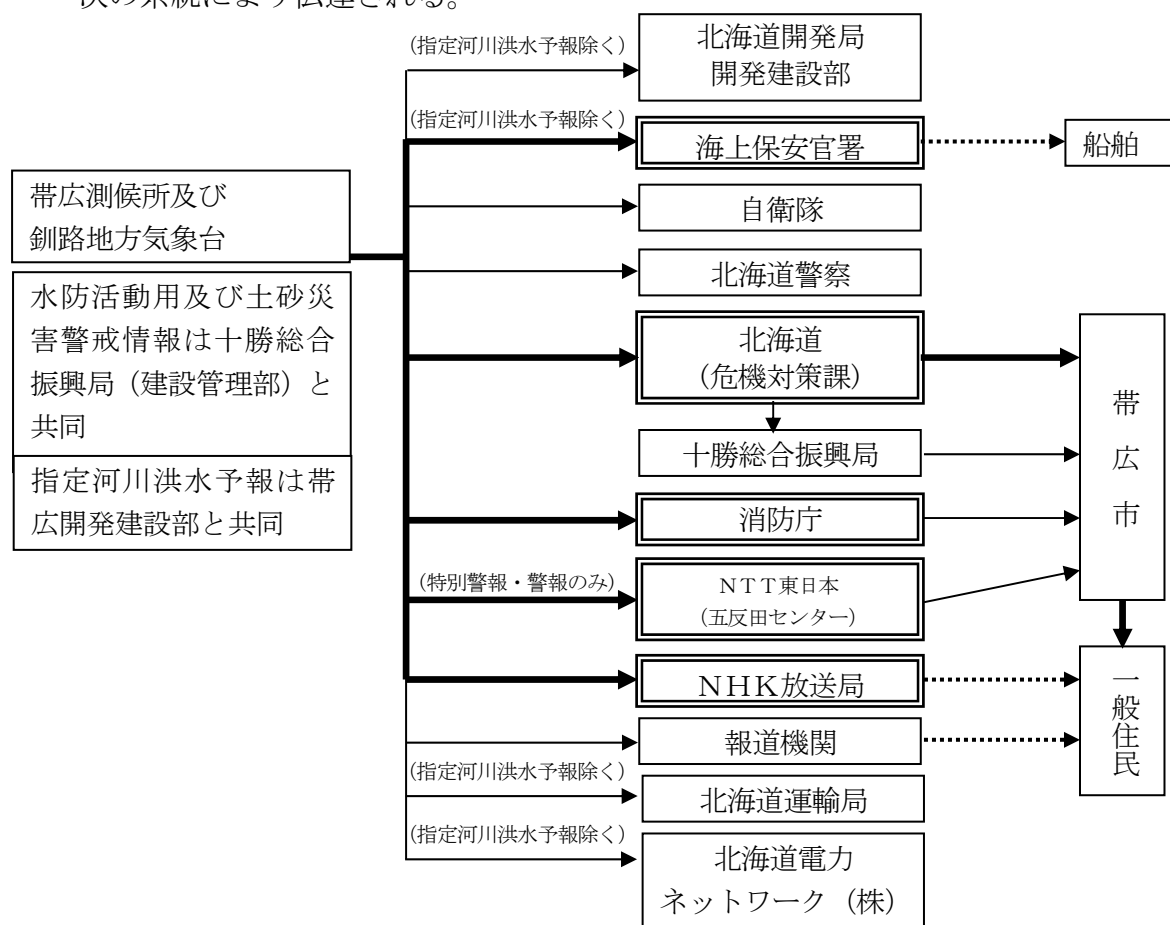


※1 夜間～翌日早朝に大雨警戒(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。

※2 「極めて危険」（暴風）が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い雲」は大雨特別警報が発令された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の範囲に活用することが考えられます。

イ 伝達

次の系統により伝達される。



- ※ 注
- (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 - (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知の措置が義務付けられている伝達
 - は放送・無線
 - ・「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信

(2) 火災気象通報の伝達及び通報基準（林野火災気象通報を兼ねる）

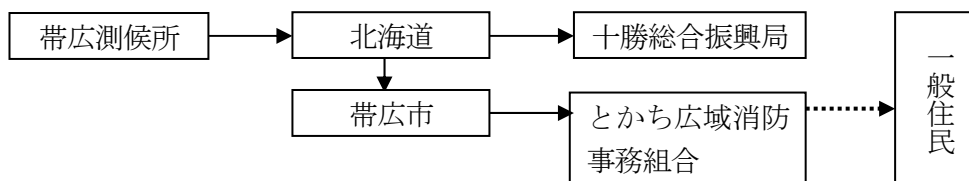
府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、気象官署から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、帯広市を經由してとかち広域消防事務組合に伝達される。とかち広域消防事務組合長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令することができるものとする。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第6節「林野火災対策計画」により実施する。

ア 伝達

次の系統により伝達される。



※ 注 ……→ は火災に関する警報を発令した場合

イ 通報基準

通報する基準は次のとおりである。

地域名	発表官署	通 報 基 準
十勝地方	帯広測候所	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは、平均風速で 12m/s 以上が予想される場合とする。なお、平均風速が 12m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(3) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（十勝地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（釧路・根室・十勝地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表され情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

3 異常現象を発見した者の措置等

（1）通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するように努力しなければならない。

（2）警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

（3）市長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた市長は、帯広測候所に通報しなければならない。

別表

警報発表基準

警 報 名		基 準	
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	135
洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域=21.2、売買川流域=13.7、 機関庫の川流域=4.5、ヌップク川流域=6.9、戸蔦別 川流域=24.8、ウツベツ川流域=7.7、新帯広川流域 =2.8、柏林台川流域=5.4、第二柏林台川流域=4.3、 伏古別川流域=3.4、途別川流域=15.1
		複合基準	十勝川流域= (6、55.3)
		指定河川洪水予報 による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕
暴風		平均風速	20m／s
暴風雪		平均風速	18m／s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40 c m

注意報発表基準

注 意 報 名		基 準	
大雨		表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	91
洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域=16.9、売買川流域=10.9、機関庫の川流 域=3.7、ヌップク川流域=5.5 戸蔦別川流域=19.8、 ウツベツ川流域=6.1 新帯広川流域=2.1、柏林台川流域=4.3 第二柏林台 川流域=3.5、伏古別川流域=2.6、途別川流域=12
		複合基準	ウツベツ川流域= (5、6.1) 十勝川流域= (5、46.3)
		指定河川洪水予報 による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕
強風		平均風速	12m／s
風雪		平均風速	10m／s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25 c m
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融雪		60mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧		視程	200m
乾 燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ		①24 時間の降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で日平均気温 5℃以上	
低 温		4・5・10 月：（最低気温）平年より 5℃以上低い 11～3 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い 6～9 月：（平均気温）平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続	
霜		最低気温 3℃以下	
着雪		気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

記録的短時間大雨情報発表基準

名 称	基 準	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90mm